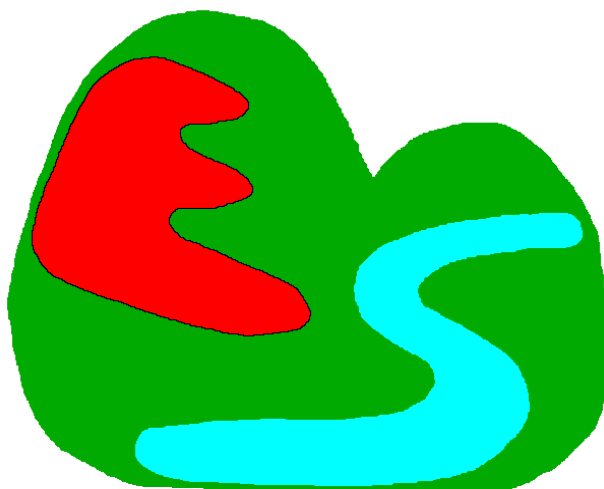


南信州いいむす 21

取り組みマニュアル



<南信州いいむす 21 マーク>

「E」は太陽、

「M」は山そして南信州のM、

「S」は川・水

脱地球温暖化を地域ぐるみで協働して進めるため、太陽光発電や木質バイオマスなどの新エネルギーを活用し自然豊かな南信州地域のかげがえのない環境を守っていきます。

2013年4月25日（第1版）

南 信 州 広 域 連 合
地 域 ぐ る み 環 境 I S O 研 究 会

目次

1. 環境マネジメントシステム「南信州いいむす 21」	
1.1 環境マネジメントシステムとは？	3
1.2 南信州いいむす 21 とは？	3
1.3 南信州いいむす 21 に取り組むメリット	4
2. 南信州いいむす 21 の概要	
2.1 運営体制	5
2.2 ステップ区分	5
3. 南信州いいむす 21 認証登録の手続き	
3.1 「南信州いいむす 21」認証登録の流れ	6
3.2 取り組みの流れ ～開始から登録更新まで～	7
4. 具体的な取り組み手順	
4.1 一般的要求事項	8
4.2 環境方針の設定	8
4.3 計画 (Plan)	8
4.4 実施及び運用 (Do)	10
4.5 点検 (Check)	12
4.6 マネジメントレビュー (Act)	13
5. 参考資料	13
6. 問い合わせ先	14

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・＜用語の定義＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【南信州広域連合】

飯田下伊那の 14 市町村で構成される特別地方公共団体。南信州地域に係わる広域的な行政事務（広域消防、広域ゴミ処理など）を行うとともに、地域の課題や政策に取り組んでいる。

「南信州いいむす 21」の認証登録機関としての役割を担うだけでなく、南信州地域の豊かな自然環境を守り、持続可能な地域社会の構築を目指し、「南信州いいむす 21」の普及・啓発を展開。自らも一事業所として「南信州いいむす 21」に取り組んでいる。

【地域ぐるみ環境 ISO 研究会】

飯田市を中核とした南信州地域において、異業種 31 事業所が、「地域ぐるみ」、「環境 ISO」をキーワードとして連携しているボランティアな研究会。それぞれの活動の垣根を超え、「点から面へ」、「従業員から一市民へ」と「地域ぐるみ」で環境改善活動を展開。

その活動の一つとして簡易版環境 ISO の「南信州いいむす 21」の審査、支援を行っている。

1. 環境マネジメントシステム「南信州いいむす 21」

1.1 環境マネジメントシステムとは？

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取り組みを進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組みを「環境マネジメントシステム」(EMS - Environmental Management System) といいます。

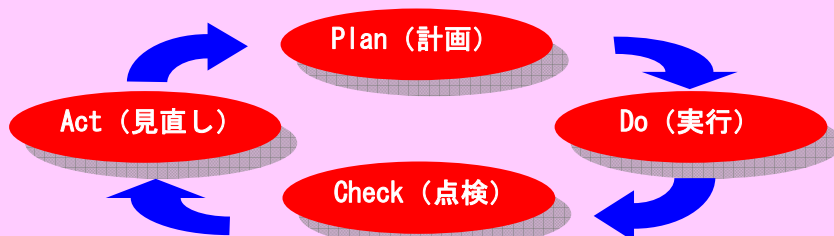
環境マネジメントは、事業活動を環境にやさしいものに変えていくために効果的な手法であり、幅広い組織や事業者が積極的に取り組んでいくことが期待されています。

(代表的な環境マネジメントシステム)

ISO14001、エコアクション 21、エコステージ、KES

PDCAサイクル

南信州いいむす 21」の取り組みは、計画 (Plan) 実行 (Do) 点検 (Check) 見直し (Act) によりシステムの継続的改善を行うことが特徴です。明確な取組目標を定め、目標達成のために取り組みを行い、取組結果を点検して目標を見直します。



1.2 南信州いいむす 21 とは？

環境マネジメントシステムの国際規格である ISO14001 は、社会経済活動とのバランスの中で環境保全及び汚染の予防を目的としたものです。

「南信州いいむす 21」は、この ISO14001 の基本的な取り組みを簡易なシステムとして提供し、事業所の実状に合わせて無理せずに計画を立てて環境改善活動を実施し、地域ぐるみで環境保全に挑戦しようという、南信州地域独自の活動です。

国際規格の環境マネジメントシステム ISO14001
世界中の企業に取り組んでいる環境マネジメントシステム。
環境負荷の軽減や環境汚染の防止などに取り組んでいる。

南信州独自の環境マネジメントシステム「南信州いいむす 21」
少ない費用と簡易なシステムとして、地域の中小事業所が取り組みやすいよう提供

地 域
家 族
従 業 員
事 業 所

1.3 南信州いいむす 21 に取り組むメリット

- (1) 環境保全の推進
計画→実行→点検→見直（P D C A サイクル）により継続的改善が行えるため、事業所の実情に合った環境保全及び汚染の予防を進めることができます。
- (2) ステップアップ方式により取り組みやすい
様々な事業所が取り組みやすいように4つのステップ区分（初級・中級・上級・南信州宣言）があり、事業所の実情に合わせてどの区分からも取り組むことができます。また、上位の級へステップアップすることも可能です。
- (3) 経営改善への効果
購入時のムダ排除・光熱水費等の経費削減や生産性・歩留まりの向上といった経営改善への効果を上げることが期待できます。
- (4) 信頼度の向上・イメージアップ
認証取得することにより報道等で取り上げられたり、ロゴマークの使用ができるようになるため、社会的な信頼が得られ事業所のイメージアップにつながります。
また、事業所の取り組みから従業員の家族へ、そして地域の取り組みへと面的な活動の広がりによって、対外的評価が高まることが期待できます。
- (5) 支援
「地域ぐるみ環境 I S O 研究会」から、環境への取り組みなどに関する指導や助言を受けることができます。また、事業所訪問による支援が受けられます。
- (6) 環境に関する情報が得られる
認証取得していることにより、「地域ぐるみ環境 I S O 研究会」や「南信州広域連合」から、環境に関する情報を得ることができます。
- (7) 長野県の建設工事入札参加審査において有利
認証取得していると長野県の建設工事入札参加資格審査の新客観点数において、加点項目として評価がされています。

【新客観点数の加点内容（抜粋）】

項 目		加 点 内 容
経営意欲	ISO 等認証取得	<ul style="list-style-type: none">・ 基準日における ISO9000 又は 14000 の認証取得：それぞれ 15 点・ 基準日におけるエコアクション 21 又は地域版環境プログラム（南信州いいむす 21）の認証取得：10 点（ISO14000 との重複加点なし）・ 基準日における産業廃棄物減量化・適正処理実践協定の締結者：10 点

2. 南信州いいむす 21 の概要

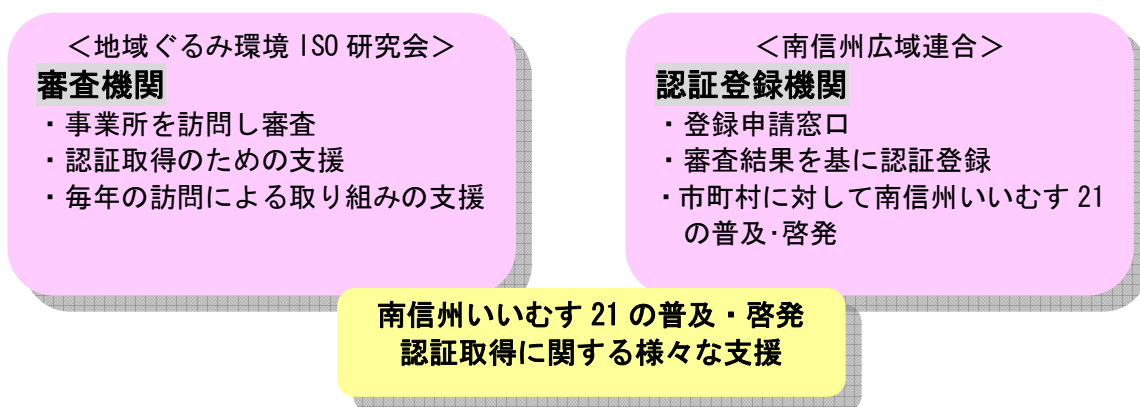
南信州いいむす 21 は、2001 年に最初の認証登録が開始されました。制度を運用する中で改良を重ね、4つのステップ区分を設けて、南信州地域内の様々な事業所がより取り組みやすい仕組みとしました。

最高段階の「ISO14001 南信州宣言」は、ISO14001 の審査項目をそのまま活かした内容となっており、事業所の目指す最高の取り組みとして設定しました。

「南信州いいむす21」は、南信州地域において21世紀に展開する環境マネジメントシステム(Environmental Management system)、略してEMS:E(いい)M(む)S(す)による環境改善活動です。

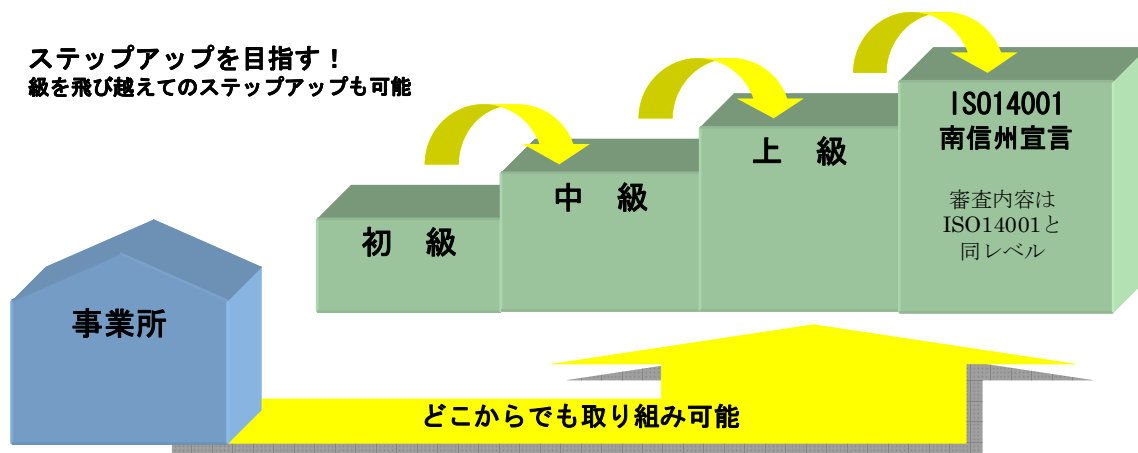
2.1 運営体制

南信州いいむす 21 の運営体制は以下のとおりです。



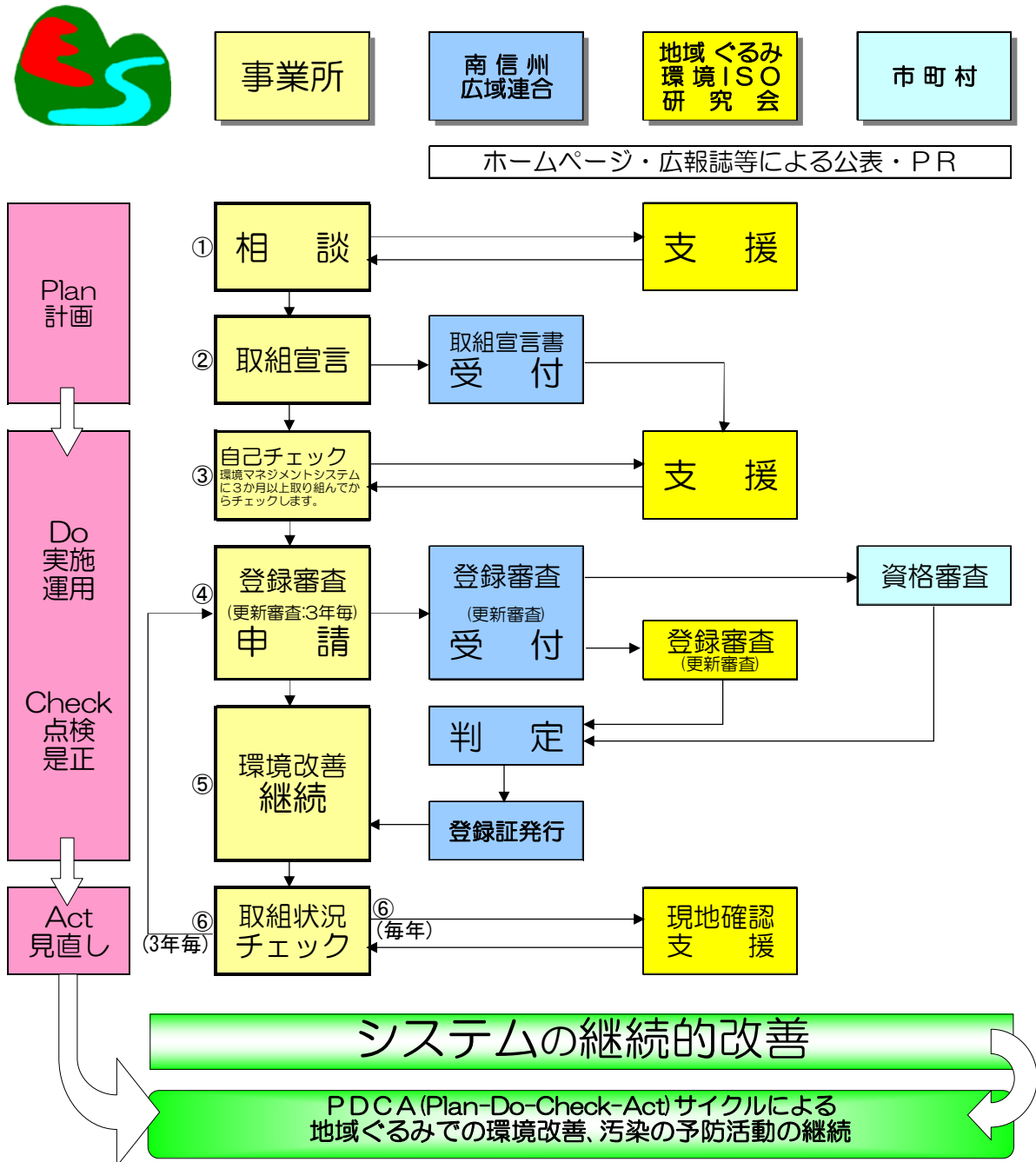
2.2 ステップ区分

南信州いいむす 21 には4段階の区分があり、事業所の実情に合わせてどの区分からも取り組むことができます。



3. 南信州いいむす 21 認証登録の手続き

3.1 「南信州いいむす 21」認証登録の流れ



- ① 飯田市役所(地球温暖化対策課)など研究会参加事業所までご相談ください。
- ② 南信州広域連合に「取組宣言書」を提出します。
- ③ 3か月以上、EMS(※)に取り組んだら、チェックリストを使って自己チェックをします。
※EMS:環境マネジメントシステム…ISO14001、南信州いいむす21、エコアクション21など
- ④ 南信州広域連合に審査を申し込みます。
- ⑤ 審査・判定の結果により登録証の交付を受けて、引き続いて環境改善を行います。
- ⑥ 毎年、研究会から確認に来るほか、3年毎に更新審査の申込みをします。(繰り返し)

3.2 取り組みの流れ ～開始から登録更新まで～

- (1) 取り組みを意思決定し、体制を作る。 ①（以下、前頁の図に対応する番号①～⑥を表示）
- (2) 取組宣言書を提出する。 ②
- (3) 環境方針と環境目標を定める。
- (4) 環境改善活動を実施する。
- (5) 自己チェックを行う。 ③
- (6) 登録審査申請書を提出する。 ④

初級・中級は取組宣言をしてから6ヶ月、上級・南信州宣言は1年以内に、登録審査申込書を南信州広域連合事務局へ提出し、審査の申し込みを行います。また、審査申込時に、登録審査料を振込みにて納めます。

初級・中級…3,000円 上級…5,000円 ISO14001 南信州宣言…10,000円

(7) 登録審査を受ける。

①資格審査

事業所が南信州地域に所在しているかを審査します。

申し込みがあった事業所について、南信州広域連合が所在市町村の役場あてに確認を行います。

②登録審査

認証登録に必要な要件が備わっているかを審査します。

審査機関： 地域ぐるみ環境ISO研究会

審査場所： 事業所を訪問して審査（工場などの現場を確認することもあります。）

③上記の審査結果により、南信州広域連合にて判定を行います。

南信州広域連合会議（全市町村長の会議）において承認を得て、認証登録となります。

(8) 登録証を受理・掲示する。

登録証交付式にて、南信州広域連合長より事業所長に登録証を交付します。

(9) 環境改善活動を継続する。 ⑤、⑥

①取り組みを継続する。

取り組みを継続し、環境保全に努めます。

②定期的な見直しと改善

取り組みの状況がどのようなものだったか、半期・年（年度）などの区切りで見直しを行い、必要なものは改善を行います。

数値目標についても結果を集約し、見直しを行います。

③継続・更新審査

事業所の認証・登録期間は3年間です。3年毎に、継続・更新審査を受けます。

更新日の3ヶ月前に、南信州広域連合事務局より該当事業所に通知を出します。更新日の2ヶ月前までに、「更新する・しない」の意思決定をし、継続申請を提出してください。

3年間の期間の途中に上位の級へステップアップすることも可能です。



認証・登録された事業所は、南信州いいむす21のロゴマークを、パンフレットやカタログや名刺などに使用することができます。

4. 具体的な取り組み手順

項目ごとに対象となる級を表示しています。

4.1 一般的要求事項

初級・中級・上級

事業所は、4.2 項以下に記述する項目に従って、環境マネジメントシステム（環境改善活動の仕組み）を決め、活動を実施し、必要なものは記録に残し、継続的な改善を実施することにより環境の保全と汚染の予防を目指してください。

事業所内の、どの範囲まで取り組みを行うのかを定めます。

例えば……本社とA工場、本社とB支社、本社とC・D・E営業所……など
また、どのステップ区分（級）の認証取得を目指して取り組むのかを決めます。
（初級・中級・上級・IS014001 南信州宣言）

4.2 環境方針の設定

初級・中級・上級

事業所として環境保全に対してどのように取り組むのかの基本方針を、社長が定めます。

取り組みを始めることを、事業所内外に向けて宣言します。

(1) 取組宣言書の提出

取組宣言書を南信州広域連合事務局へ提出します。

(2) 事業所内外へ周知

事業所の全従業員が把握できるよう周知します。

- ・環境方針は、誰が見ても分かるよう、事業所内の壁などに掲示します。
- ・事業所のホームページや広報誌などで、取り組みを情報発信します。



4.3 計画 (Plan)

4.3.1 環境側面

初級・中級・上級

自分たちの事業所の中でどんなことが環境に影響を及ぼしているかを把握します。
環境に影響を及ぼす要因を、「環境側面」といいます。

例えば……

事務所のOA機器は電気をよく使う。コンプレッサーの使用で、大きな騒音が発生する。
工場排水により水質が汚染される。社用車は燃料を使い、排気ガスが発生する
不良品を減らすと廃棄物が減少する。作業効率をUPすると電気使用量が少なくなる。

※環境側面は、「環境影響評価表」（参考資料）を使用して整理すると分かりやすくなります。

環境側面をどんなことでもいいので、拾い出します。

全てを管理・取り組みできませんので、その中から環境の観点で「きちんと管理するもの」と「改善すべきもの」を決めます（これを「著しい環境側面」といいます）。

著しい環境側面を一覧表など文書にします。

4.3.2 法的及びその他の要求事項

初級・中級・上級

事業所で守らなければいけない環境に関連する法令・条例や、外部との約束事を洗い出します。さらに、環境に関わる法令で何をしなければいけないかを決めます。

例えば……

	<環境に関わる法令>	<しなければいけない事>
ごみが出る	→ 廃掃法 →	・法律に従った表示をする。
		・きちんと分別をする。
		・manifestoの発行・管理
		……など

4.3.3 取り組み目標・実施計画の設定

初級・中級・上級

(1) 著しい環境側面に対して、どのようなことができるかを考えます。

例えば……

昼休みは消灯し節電する。毎週水曜日は超過勤務をしない。
出張には公共交通機関を使い社用車の使用回数を減らす。
省エネ効果のある電化製品を使用する。 ……など

(2) 取り組みの具体的な目標を定めます。
取り組みが数値化できるものは、数値目標を設定します。

例えば……

電気使用量を前年度比**2%**削減する。
燃料使用量を前年度比**2%**削減する。
事務所から出るごみの排出量を前年比**3%**削減する。
年2回ボランティア活動（地域の清掃）を行う。 ……など

(3) 具体的な取り組み方法を定めます
各目標に対して、どのような取り組みを行うのかを定めます。

例えば……電気使用量の削減

10月に、事務室の蛍光灯をLEDに更新する。
2階南側の窓を6月に、ペアガラスに更新する。
焼却している使用済みOA用紙を、A社のリサイクル処理に変更する。 ……など

4.4 実施及び運用 (Do)

4.4.1 取り組み体制

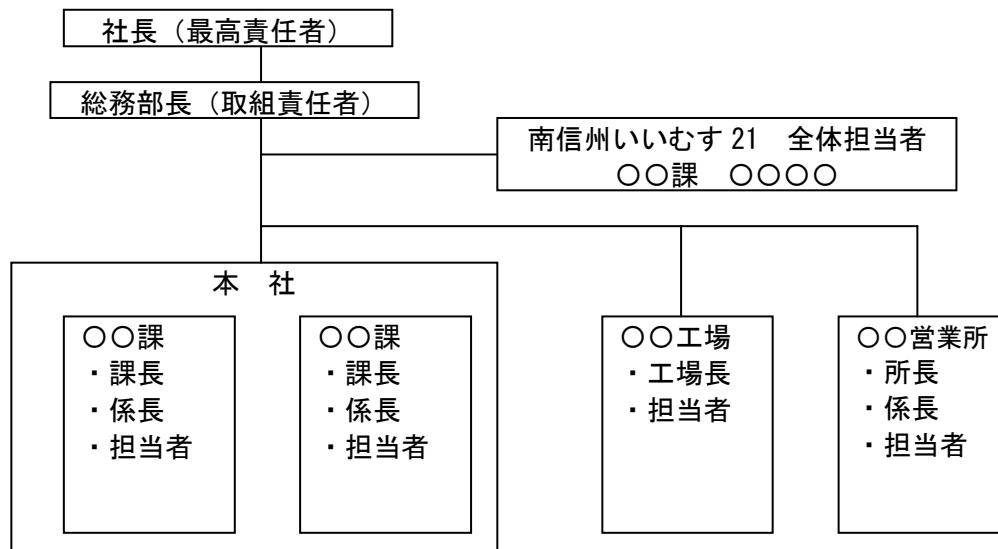
中級・上級

事業所内の取り組みを行う体制を作ります。

- ・事業所全体の担当者、各部署の担当者を決めます。
- ・全体の取り組み体制を図式化し、誰にでも分かりやすくします。

事業所内の各部署が連携し、全社一体となって取り組めるよう、まず、各部署の代表者を集めた「取り組み準備会議（仮称）」などを行うことも理想的です。

【体制図の例】



4.4.2 教育訓練

初級・中級・上級

環境に大きな影響のある業務や作業について、必要な能力や技能を明確にし、教育や訓練を行います。

また、事業所内すべての人に対しては、環境方針、改善に取り組む意義、役割や責任を理解してもらいます。

4.4.3 コミュニケーション

中級・上級

事業所内・外から、環境に関する、苦情・賞賛・要望の伝達の方法を決めて実施します。

- (1) 社内からの、苦情・賞賛・要望をどのように伝えるか決めます。
- (2) 社外からの、苦情・賞賛・要望が来たときの、対応手順を決めます。また、対応結果を記録に残します。

4.4.4 文書類

上級

次の3項目を文書に含め、仕事をする際の基準・手順を記述します。

- (1) 環境方針 環境方針が決定したら、分かりやすく文書にします。
- (2) 環境目標 箇条書き等分かりやすく文書にし、具体的な取り組み方法を、実施計画などに作成する。
- (3) 環境側面 著しい環境側面を特定したら、文書にします。

4.4.5 文書管理

初級・中級・上級

環境マネジメントシステムを円滑にすすめるために、必要に応じて文書を作成します。

(4.4.4項の3項目は最低限必要)

- (1) 文書は発行前や変更するとき問題ないかを確認し、必要などころで使用できるように配付します。
- (2) 変更された古い文書は間違えて使用しないようにします。
- (3) 定期的に今の状況に文書が合っているか見直します。

4.4.6 取り組みの実施（運用管理）

初級・中級・上級

「著しい環境側面」「目標に関すること」「法的及びその他の要求事項」によって選出された、環境に大きな影響を与える活動（〇〇の使用、〇〇の削減、〇〇法を守る、緊急時の対応等）を管理するため、必要に応じて手順や決め事を作成します。

また、仕事をお願いしたり訪問される方に関連し環境に大きな影響がある場合は、手順やお願い事を相手に伝えます。

例

- 手 順 : 灯油漏洩時の対応手順、廃棄物分別の手順（分別表）
- 決め事 : エアコンの温度設定、不良削減のための段取り条件
法規制順守（毒物・劇物の保管・使用量）
- 伝 達 : 仕事をお願いしている方や会社に、廃棄物の分別手順を伝える。・・・など

4.4.7 緊急事態

初級・中級・上級

事業所は、業務において発生の恐れがある「環境に影響を与える事故や緊急事態」についてあらかじめ予測し、把握しておきます。

そして、事故や緊急事態が起きないように予防や準備をしておくとともに、起きてしまった場合の対応手順を決めておきます。

また、事故や緊急事態への備え、対応手順が充分なのか、定期的にテストなどを行って点検するとともに、事故が発生してしまった場合は、その後に見直しを行い、必要に応じて対応手順を修正します。

4.5 点検（Check）

4.5.1 監視及び測定

初級・中級・上級

「4.3.3 取り組み目標・実施計画の設定」で決めた内容の実績と達成度、環境に大きな影響を与える可能性のある事項、について、事業所で決めた方法で、定期的に監視・測定します。

例えば、電気使用量の削減を目標とした場合は、事業所で決めた担当者が、電気料金の請求書等に記載された電気使用量を、定期的に記録していきます。

4.5.2 順守評価

中級・上級

「4.3.2 法的及びその他の要求事項」で特定した、環境に関連する法令・条例等について、法律をきちんと守っているかどうかを定期的に点検し、その記録を保管します。

また、点検した結果を評価しますが、評価の頻度は、内容や管理状況などに従って、事業所が決めます。なお、評価の結果は社長に報告します。

4.5.3 不適合、是正処置、予防処置

中級・上級

事業所は、環境保全の取り組みから「違反したこと」、「違反の可能性のある事態」への対処方法を決めて、その通り実施します。

- (1) 最初に「どういう状態になったら違反する」という定義を決めます。
- (2) 違反になった場合は、元通りにする処置や、発生した環境影響をより小さくする処置を責任者を決めて実施する。
- (3) 違反の原因を見つけて再発防止を実施する。
- (4) 違反を予防するための方法を決めてその通り実施する。
- (5) 実施した処置を記録する。
- (6) 実施した処置は、効果があったのか確認する。

4.5.4 記録

初級・中級・上級

事業所は、環境改善の結果等を読み易く、解り易く記録します。記録を管理する上で、以下の方法を検討し実施します。

- (1) 識別 → 何について書いてあるのか？ 一目で、解り易くする（例：背表紙に表示）
- (2) 保管 → どのように保管するのかという方法（例：年度毎ファイリング）
- (3) 保護 → 記録が痛んだり、消失しないようにする
- (4) 検索 → 記録を使用する時に、簡単に取り出せるようにしておく（例：目次）
- (5) 保管期間 → いつまで保管しておくのかを決める（例：3年）
- (6) 廃棄 → 保管しておく期間が過ぎたら、どう廃棄するのか（例：焼却）

4.5.5 内部監査（適合自己チェック）

上級

南信州いいむす 21 の認証登録に適合しているかを自己チェックします。前もって決めた時期に自主点検をして、点検結果を社長に報告します。

- (1) 作った仕組みは、“南信州いいむす 21” に合っているか。
- (2) 決めた仕組みは、守られていて、必要があったら改善されているか。効果・意義ある点検となるよう、公正に点検できるように計画します。
- (3) 力量を持った監査できる人（内部監査員）を複数養成し、公正なチェックができるようにします。

4.6 マネジメントレビュー

初級・中級・上級

社長は、「南信州いいむす 21」の見直しに必要な情報を収集し、このマネジメントシステムが有効に機能しているか、取り組みが確実に実施されているかを評価します。

判断の基準は以下の事項を確実に考慮します。

- (1) 内部監査の結果
- (2) 環境法令の遵守状況（外部と交わした約束を含む）
- (3) 組織の外部からもたらされた情報（苦情、賞賛等の受付）の有無
- (4) 環境改善の結果
- (5) 目標の達成度

社長は、これらの情報をもとに、以下の事項について、見直しの有無を判断し、その結果を記録します。

- (1) 環境方針変更の必要の有無
- (2) 目標変更の必要の有無
- (3) マネジメントシステム変更の必要の有無

この見直しは毎年 1 回実施します。

5. 参考資料

環境に配慮した事業活動に関連する主な団体等を紹介します。

詳細な解説、実際に事業者で取り組まれている事例紹介等の情報ウェブサイトや環境関連の団体等のウェブサイトは数多くあります。一部ですが、下記に環境に配慮した事業活動に関連する主な団体等の URL を記載しますので、参考にしてください。

[全般]

- 環境省：<http://www.env.go.jp/>
- エコアクション21ガイドライン 2009年版：<http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/04-5.html>
- 経済産業省：<http://www.meti.go.jp/>
- 資源エネルギー庁：<http://www.enecho.meti.go.jp/>
- 国土交通省：<http://www.mlit.go.jp/>
- 農林水産省：<http://www.maff.go.jp/>
- 飯田市環境情報：<http://www.city.iida.lg.jp/iidaspher/kankyo/manage/index.html>

[エネルギー関連]

- （財）省エネルギーセンター：<http://www.eccj.or.jp/>
- （独）新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）：<http://www.nedo.go.jp/>
- （財）新エネルギー財団（NEF）：<http://www.nef.or.jp/>
- （財）地球環境センター：<http://gec.jp/jp/index.html>
- 経済産業省近畿経済産業局エネルギービジネスプラットフォーム関西：
<http://www.kansai.meti.go.jp/3-9enetai/jirei-seeds/index.html>

[廃棄物・リサイクル関連]

- （財）クリーン・ジャパン・センター：<http://www.cjc.or.jp/>
- （財）産業廃棄物処理事業振興財団：<http://www.sanpainet.or.jp/>
- （財）日本容器包装リサイクル協会：<http://www.jcpra.or.jp/>

[化学物質関連]

- PRTR インフォメーション広場（環境省）：<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>
- （独）製品評価技術基盤機構：<http://www.prtr.nite.go.jp/prtr/prtr.html>
- （社）産業環境管理協会：http://www.jemai.or.jp/CACHE/index_index.cfm

[グリーン購入関連]

- グリーン購入ネットワーク：<http://www.gpn.jp/>
- （財）日本環境協会エコマーク事務局：<http://www.ecomark.jp/>
- エコ・リサイクル資材ナビ：<http://recycle.kensetu-navi.com/>
- 環境ラベル等データベース（環境省）：<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/index.html>
- （財）運輸低公害車普及機構：http://www.levo.or.jp/home_j.html

[エコドライブ関連]

- エコドライブ普及促進協議会：<http://www.ecodrive.jp/>

[環境関連法規等]

- 環境法令データベース（環境省）：<http://www.env.go.jp/hourei>

6. 問い合わせ先

内 容	担 当	事務局連絡先
審査や取り組みに関すること ・ 事業所訪問審査 ・ 取り組みの指導・助言 ・ 普及・啓発 等	地域ぐるみ環境 ISO 研究会	多摩川精機株式会社 環境エネルギー管理室 電話 0265-21-1837 または 飯田市水道環境部 地球温暖化対策課 ISO 推進係 電話 0265-22-4511 (内線 5245)
認証登録に関すること ・ 登録・更新手続き ・ 認証登録審査 ・ 普及・啓発 等	南信州広域連合	南信州広域連合事務局 広域振興係 電話 0265-53-7100 (直通)

制定日：2013年4月25日